

20監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定により,平成20年7月7日に福岡市長及び福岡市教育委員会委員長から行政監査の結果に対する措置について通知を受けたので,同項の規定により次のとおり公表する。

平成20年9月4日

福岡市監査委員	光	安	力
同	江	藤	博
同	竹	本	忠
同	福	田	健

1 監査結果と措置の件数

12監査公表第6号(平成12年5月8日付 福岡市公報第4784号公表)分 . . . 1件

13監査公表第7号(平成13年5月14日付 福岡市公報第4881号(別冊)公表)分  
. . . 3件

16監査公表第7号(平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号(別冊)公表)分  
. . . 2件

行政監査の結果に添えて提出する意見 . . . 1件

17監査公表第5号(平成17年5月16日付 福岡市公報第5259号(別冊)公表)分  
. . . 5件

19監査公表第12号(平成19年7月2日付 福岡市公報第5464号公表)分 . . . 5件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

12 監査公表第 6 号(平成 12 年 5 月 8 日付 福岡市公報第 4784 号公表)

西区役所

監査の結果	措置の状況
<p>(放置自転車)</p> <p>3 広報板，標識等の管理について</p> <p>(1) 広報板や標識等の設置について</p> <p>ア 広報板が適切な場所でないもの。</p>	<p>広報板については，姪浜駅北側の適切な箇所に移設した。</p>

13 監査公表第 7 号(平成 13 年 5 月 14 日付 福岡市公報第 4881 号(別冊)公表)

1 西区役所

監査の結果	措置の状況
<p>2 健康教育について</p> <p>(2) 若い世代への健康教育について</p> <p>近年の生活習慣病は若い時代からの食事の不規則性や内容の偏りの外，日常生活に係る悪習慣が原因であるため，PTA や子ども育成会等の団体や，学校保健との連携を強化し健康教育を推進するなど有効な対策を講じられたい。</p>	<p>若い世代への健康教育対策については，育児サークルや子育て交流サロン参加者に保健所で実施中のヘルスアップスクールや親子教室，栄養相談の案内を行い，参加の勧奨を行った。また，小・中・高校と連携し，医師・保健士が教育機関へ出向き，性病，H I V 予防の教育や禁煙教室，薬物乱用防止教室を学校保健と連携し実施するほか，生活習慣病について健康教育を行い，若い世代からの健康教育の充実を図った。</p>
<p>(3) 医療機関での健康教育について</p> <p>医療機関における個別健診受診者に対する健康教育の実施については十分に実施されていないため，市医師会との連携を強化し効果的な実施方法等を検討されたい。</p>	<p>医療機関での健康教育の実施方法の検討については，健康づくり情報システムの健康教育の受講歴の活用や個別健診の記録表に保健所事業の紹介を掲載するなど積極的な勧奨を図り，個別健診受診者に教育の充実を図っていくこととした。</p>
<p>6 地域ぐるみの健康づくりについて</p> <p>(2) 健康運動指導士について</p> <p>健康運動指導士は，市民一人ひとりの身体の状態に適した運動処方を出すなど健康運動に関する知識・技能を有する者であり，運動普及推進委員の養成及び地域の関連団体や運動施設との連携等にあたっており，医師，栄養士，保健婦職員が 1 ヶ月に及ぶ講習会を受講し資格を得ている。</p>	<p>健康運動指導士の配置は適切に行われており，3 名全員資格を発揮した事業を展開している。</p>

<p>しかしながら，資格を取得したにもかかわらず，直接の担当分野でなかったり，人事異動により資格を発揮できない職場に配置になるなどの結果，実際に有資格者として活動している者は一部の栄養士等であることが認められた。このため，今後は職種等を考慮に受講者の人選に尽力され，健康運動指導士の充実を図ることについて検討されたい。</p>	
---	--

16監査公表第7号(平成16年5月13日付 福岡市公報第5164号(別冊)公表)  
農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>9 財団法人福岡県環境保全公社事業資金ほか7件 (2) 福岡勤労者福祉センター貸付金ほか4件 ・福岡県漁業信用基金協会貸付金 団体の運転資金等に充てるために貸付金を貸し付けるに当たっては，借入団体の経営状況や貸付金の運用状況等を見ながら，貸付金の必要性の有無や貸付金のあり方について，適宜検討が加えられる必要がある。 所管局等においては，貸付金の借入団体の余剰金や積立金の状況など経営状況について，適宜，その把握に努めるとともに，貸付金の必要性やその額，必要な時期に貸付を行っているか等について，さらに，分析・検討を進められ，貸付金の適切な運用に努められたい。</p>	<p>協会は繰越欠損金を5億円余り(平成15年度)計上するなど経営状況が厳しいため，経営改善計画を策定し，経営の見直しを図っていたが，平成18年2月に日本遠洋底曳網漁業信用基金協会と合併し，財務改善が図られた。 しかしながら，協会の収入は，保証料収入と有価証券運用益で賄われており，依然として漁業を取巻く環境が厳しく，安定した協会運営の確保が困難な状況にある。 本市としては当貸付金を，協会の経営を側面から支援し，経営体質強化や協会の保証能力向上により，漁業者等の資金の借入れを円滑にするために実施している。 今後も貸付にあたっては，協会の経営状況等を把握しながら，国，県と協議を行いながら必要額等について十分検討していく。 なお，平成17年度からは利息を徴収している。また，貸付額については，平成19年度に5千万円，平成20年度に6千万円減額している。</p>
<p>・福岡県漁業協同組合貸付金 団体の運転資金等に充てるために貸付金を貸し付けるに当たっては，借入団体の経営状況や貸付金の運用状況等を見ながら，貸付金の必要性の有無や貸付金の</p>	<p>漁協の財務状況は，事業収支ベースで毎年3億円近くの赤字を計上するという，依然として厳しい経営である。本市としては当貸付金を，漁協の事業展開のために必要な運転資金としてとらえて実施している。</p>

<p>あり方について、適宜検討が加えられる必要がある。</p> <p>所管局等においては、貸付金の借入団体の余剰金や積立金の状況など経営状況について、適宜、その把握に努めるとともに、貸付金の必要性やその額、必要な時期に貸付を行っているか等について、さらに、分析・検討を進められ、貸付金の適切な運用に努められたい。</p>	<p>今後も貸付にあたっては、漁協の経営状況等を把握しながら、貸付金の必要性や必要額等について十分検討していく。</p> <p>なお、平成16年度からは利息を徴収している。</p>
--	--

行政監査の結果に添えて提出する意見  
市長室

意見	措置の状況
<p>1 広報のあり方について</p> <p>貸付制度の広報については、市民等が本市関連の貸付金を必要とするときに、関連する貸付金について情報提供がなされると、市民等にとって貸付金が更に利用しやすくなるのではないかと考える。</p> <p>このような観点から、貸付金制度が一覧できるもの、例えば、市民等向けに作成しているふくおか市生活ガイドやインターネットにおける福岡市のホームページにおいて、貸付金制度の概要等についてまとめて掲載するなど、貸付金制度全体に関する市民等の立場に立った情報提供のあり方について、検討を進められたい。</p>	<p>生活ガイドについては、平成19年度版から各分野に分かれて掲載されている貸付金の情報を取りまとめて索引に記載し、より情報にたどりつきやすい構成とした。</p> <p>また、ホームページは平成20年4月より全面改訂し、各種貸付金制度などの必要な情報を得やすいよう、検索機能の強化を実施した。</p>

17監査公表第5号(平成17年5月16日付 福岡市公報第5259号(別冊)公表)  
教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>(イ) 収蔵庫内の情報の把握について(意見)</p> <p>博物館資料や美術作品については、市民の財産として将来に守り伝えられるべき文化財であり、収蔵場所についての情報については、文化財の管理を行っていく場合の基礎的な情報であり、組織として共有化が図られておく必要があると考えられる。</p>	<p>アジア美術館においては、収蔵作品の収蔵場所リストを作成し、随時、作品のチェックと保管場所の確認を行い、組織としての収蔵管理情報の共有化を図った。</p> <p>(アジア美術館)</p>

<p>今後、資料の収蔵場所についての情報を組織として共有化するための方策について検討を進められたい。</p>	
<p>(ウ) 収蔵品に対する地震対策について(意見)</p> <p>昨年10月23日に発生した新潟県中越地震においては博物館や美術館における資料、作品等に大きな被害が発生しており、また、平成17年3月20日に発生した福岡西方沖地震においても福岡市博物館、福岡市美術館及び福岡アジア美術館において収蔵品に被害が出ている。</p> <p>地震による収蔵品に対する被害の防止対策については、早急に検討を進められたい。</p>	<p>アジア美術館では、収蔵庫において、作品を収蔵棚に固定したり、作品間や、作品と収納ラックとの間に緩衝材を挟むなどの地震対策を講じた。また、展示中の作品についても、展示用フックを地震・盗難防止用に強化するなど、作品の保護、地震被害の防止策を図った。</p> <p>(アジア美術館)</p>
<p>(2) 学習機会の提供</p> <p>ア ボランティアの活用について(意見)</p> <p>今後、市民が学習成果を活用する機会を広げるといった観点から、各施設の状態に応じ、各施設におけるボランティアの受入のあり方について検討を進められたい。</p>	<p>博物館においては、市民交流、市民参加型の新しい活動を図るため、平成19年度にボランティアの活用についての検討を行い、平成20年度には「博物館・市民交流モニター」を募集し、ボランティアの意見を博物館事業の計画立案等に反映させることを予定している。</p> <p>また、博物館情報を地域に伝達するための「地域広報ボランティア」の導入について試行することとしている。</p> <p>(博物館)</p>
<p>イ 総合図書館の分館における開館時間のあり方について(意見)</p> <p>分館の開館時間については、他の政令市において19時までとしているところもあり、利用者の利便性の向上や経済性を考慮しながら、今後、より効率的、効果的な開館時間のあり方について検討を進められたい。</p>	<p>分館の開館時間のあり方については、生涯学習における市民の学習機運の高まりに対応して、利用機会の拡大、施設の有効活用という観点から検討している。</p> <p>しかしながら、図書館は他の生涯学習施設とは違いマンツーマンのサービスが基本となることから、人員配置による人件費等の増加が必要であり、特定期間の時間延長など、低コストで開館時間の延長ができる方法で関係局等と協議を続けていくこととした。</p> <p>(図書館)</p>

<p>3 経済的・効率的に管理運営がなされているか(意見)</p> <p>(1) 委託契約に係る設計金額の積算</p> <p>イ 人件費の積算における情報の共有化について</p> <p>本市においては、福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱第2条の規定に基づいて、関係課等からの情報収集による標準化のための取り組みが進められているところであるが、今後、各施設における委託料の設計金額積算においては、業務内容に応じた積算根拠等について情報の共有化を図るための方策を講じることにより、より一層経済的、効率的な委託業務の執行が図られるよう取り組みを進められたい。</p>	<p>平成19年4月のスプリングレビュー調査票においても図書館は他館に比して低い水準で維持管理を行っているが、19年5月、6月に各館との情報交換を行うとともに、財産管理課からのエレベータ保守管理業務委託積算基準の活用をはじめ、光熱水費の削減においては省エネルギー長官賞を受賞したほか、20年度予算要求時には各保守管理業務委託の設計の見直しを行った。</p> <p>(図書館)</p>
--	---

19監査公表第12号（平成19年7月2日付 福岡市公報第5464号公表）分  
都市整備局（現住宅都市局）

監査の結果	措置の状況
<p>2 本件事業対象公園の用地の取得について(意見)</p> <p>土地開発公社からの用地の買取りを3年以内にすべきとしたルールについては、平成17年度以降に土地開発公社への依頼を行ったものに適用することとしている。しかしながら、本件事業対象公園で、土地開発公社に先行取得を依頼し、4年以上経過しても本市に買い取られていない公園用地については規模及び金額ともに大きく、買取りを遅らせることに伴う利子負担や公園用地の管理に係る委託料等の経費など、本市の財政に与える影響は大きいことから、当該公園用地の早期買取りに努力するとともに、今後、土地開発公社への先行取得の依頼に当たっては、3年以内の確実な買取りを前提とした事業計画を策定されたい。</p> <p>また、公園の整備に係る工事については、通知に従い、土地開発公社からの用</p>	<p>本件事業対象公園については用地の早期買い取りに向けて重点的に予算の確保に努めている。</p> <p>現在、新たに土地開発公社に先行取得を依頼している箇所は舞鶴公園のみであり、本件対象となった身近な公園個性化事業では、平成18年度以降土地開発公社へ新たな先行取得の依頼は行っていない。</p> <p>また、土地開発公社が先行取得した箇所の公園整備については、買い取り後の整備着手を原則とするよう、今後とも努めていく。</p> <p>(参考)</p> <p>監査時点で未買い取り用地があった老司緑地については、平成19年8月に、昭代南公園については同年12月に、それぞれ全ての買い取りが完了し、早期供用に向け整備工事に着手している。また、三苦浜中央公園についても、平成19年12月に全ての買い取りが完了し、ワークショップ方式で設計を進めている。残る田村中央公園(平成1</p>

<p>地買取り後に着手することを原則とされたい。</p> <p>さらに，土地開発公社の先行取得の有無にかかわらず，土地取得から整備完了までに長期間を要している公園については，早期供用による市民の便益の向上など，有効活用の観点から，早期の整備完了に向け努力されたい。</p>	<p>7年度先行取得依頼)についても，平成20年度予算で買取りが完了する予定であり，本件事業対象公園の買取りが全て完了することになる。</p>
<p>(2) 公園のゴミについて（意見）</p> <p>公園の美観のため，また，公園の清掃活動に携わる公園愛護会の構成員の意欲を維持するためにも，関係局等と連携をとりながら，効率的なゴミの回収のあり方について引き続き検討を進められたい。</p>	<p>ゴミの回収については，(財)森と緑のまちづくり協会から業者へ委託し，定期的な回収を行っている。回収は愛護会の清掃実施日との調整をとりながら，毎月の予定を業者から事前に提出させ，回収日を決定している。</p> <p>しかしながら，雨等の理由により，清掃実施日はずれることから，回収日とのずれが生じ，回収に日数がかかっている。</p> <p>このため，直営の回収等効率的なゴミの回収について，環境局等の関連機関と協議を行っている。</p>
<p>(3) 公園に関する苦情，要望情報の管理について（意見）</p> <p>市民の苦情，要望を数値等にして客観的資料にすると，どのような問題があるのかや，その重軽の度合いが理解しやすく，市の関係する組織全体で問題を把握することが容易になってくる。また，どの問題を率先してやらなければならないか等の優先順位の決定にも役に立つと考えられる。</p> <p>今後の公園管理に活用するため，市民から寄せられる苦情等の情報の集積，分析などを行うことについて検討されたい。</p>	<p>市民からの苦情，要望があった場合，作業実施の内容を区役所から森と緑のまちづくり協会へ指示するシステムを構築している。</p> <p>しかしながら，苦情，要望に関する情報を数値化するなど組織全体で問題を把握するまでには至っていない。</p> <p>今後，当該システムを活用し，情報の集積，分析を行うこととしている。</p>
<p>(5) 公園内での違法駐輪について（意見）</p> <p>違法駐輪は都心部（博多区，中央区）の公園で頻繁に見られる状況であり，今後，関係部局との連携をより強化し対応していくことが望まれる。</p>	<p>違法駐輪については，現在，関係部局（土木局道路管理課，自転車対策課，博多区，中央区等）と連携しながら，車止め等でバイク等が公園内に進入できなくする等の対策を行っている。</p> <p>今後も関係部局との連携を強化しながら，対応にあたる。</p>

(6) ホームレスによる不法占用等について  
(意見)

公園は誰でも自由に利用できることを原則としているが、本市の施設が不法に占用されている事実及び市民の適正な利用が制約されているという状況などから、このことは、公園の管理において重点的かつ早急に取り組むべき課題だと思われる。

今後、都市整備局、各区役所の連携強化を図るとともに、福祉施策との連携等により、公園の不法占用の解消及び公園利用の適正化のため、さらに努力されたい。

本市公園のホームレスによる不法占用については、最重点課題であると認識しており、区役所との連携強化並びに保健福祉局等との連携を図り、自立支援に努めている。

このため、博多区に平成13年度、専任の嘱託員を2名、15年度には専任主査を配置した。また、博多区を除く地域については、都市整備局に16年度、専任の嘱託員を2名配置し、公園のホームレスによる不法占用の是正指導を強化している。

また、平成19年8月に設置された「福岡市ホームレス自立支援推進協議会」において関係団体や機関相互の情報交換を行うなど、今後とも関係部局等との連携を図りながら不法占用等の解消に努める。